

平成30年 第8回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年8月10日(金)
午前10時00分から午前10時50分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (17人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
5番 中山克己 6番 松本正幸 9番 網島孝晴 10番 山懸将伸
11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹
15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (2人)
農業委員 7番 池田 実 8番 神谷泰行
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 報告第17号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第7 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 藤田美紀
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 主 幹 失礼します。
- 済いません、定刻より少し時間が早いんですが、皆様お集まりのようですので、ただいまから平成30年8月総会を開会いたします。
- それでは、会長より挨拶をお願いいたします。
- 会 長 皆さんおはようございます。
- 盆が近づいてまいりまして何かとご多忙中のところだというふうに思います。大変出席していただきましてありがとうございます。ことしの夏は異常といたしますか、かなり厳しい夏になっております。災害の後も台風、また猛暑が続いております。まだ当分続くんだらうという予報でありまして、非常に厳しいなあというふうに思っております。
- 昨日、真庭市議会では臨時の議会が開かれたそうで、復旧に際しまして27.5億円の補正を組んだという記事が出ておりました。農林関係でもかなりの被害が出ておるようでございまして、早急な対応をしていただきたいなというふうに思っております。
- この災害を通していろいろ感じるものがたくさんあるわけでございますけど、非常に我々も転用に関してかかわっているわけで、宅地開発ということでかなりの農地も転用されております。それからまた、耕作放棄地等で荒れている田畑もございます。農業、特に水田は保水能力があるということで非常に大きな役割を果たしてきておりましたし、またこれからもそういう期待がかかっているんだらうというふうに思いますけど、農業がしっかりせん、そこのところはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。非常に厳しい時代になってきたなというふうに思っております。
- 日本農業新聞のほうで、日本総研の藻谷浩介さん、おなじみの方でありますけど、「論点」というところで記事が出ておりました。農地の最適な利用方法は農業であるということをおられます。非常に開発が行われてきて、いろんな場面が出てきたわけございまして、今回の災害でもかなり軟弱な地盤といたしますか、そういうところで宅地開発が行われてきとると、それが大きな被害につながっているんであろうというふうにも述べておられます。
- 我々も農業、農地を守っていく重要な役割を担っているわけございまして、何とか農業を再建していきたいなという考えでおります。なかなか大変だらうというふうに思いますけど、食料自給率を本気で向上させるためには、やはり農業がしっかりせんといけん、と日本政府に申し上げたいところでございますけど、農地はむしろふやしていかなければならないというふうに

述べておられます。改めて言いたいことは、農地の適切な利用方法は農業であるというところを私たちもしっかりと受けとめて、今後の活動に生かしていきたいというふうに思っております。皆さんどう考えられますか、いろいろ考えてみていただければというふうに思います。

それでは、8月の総会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

主 幹

ありがとうございました。

本日の欠席委員は2名で、7委員、8番委員よりその旨通告がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、8月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

それでは、議事録署名委員は9番委員、10番委員を指名いたします。

日程2、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

それでは、番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主事補

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主事補

議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は5件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆988㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議 長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

議案番号1番について、8月4日、譲受人と立ち会いをいただいて、推進委員より現地調査を行った報告をいただいております。

権利移転する事由の詳細であります。譲渡人は3年前から人員不足、それから農機等の不足によりまして作業一式を委託をしているところでありまして、

その状況から、受託作業をしている譲受人と譲渡人との話がまとまりまして、譲受人が申請地を取得するものであります。

譲受人の耕作状況であります。農機具一式を所有しており、多くの受託作業をしておられます。取得後も必要な農作業に従事すると認められております。その他指摘事項はありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号2でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆155㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議 長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

議案番号2番について、同じく8月4日に譲受人との立会をいただいて現地調査を行っておられます。

権利移転をする事由の詳細であります。譲渡人はこの畑で野菜の作付を行っておられましたけれども、家から遠いためにもともとの所有者であります譲受人と話をしたところ売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものであります。

譲受人の耕作状況であります。農機具一式を所有しておられ、取得後は自家用野菜をつくり、農作業等に従事すると認められております。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号3でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,861㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願

いたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号3ですが、推進委員さん担当で、僕も一緒に8月1日に現地調査を行いました。

権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人の後継者は農業を受け継がないと言っており、また本人も高齢となり農業経営の縮小を考えておりました。譲受人は専業で農業経営を行っており、後継者も農繁期には積極的に農作業に従事しており、水稻栽培を行っております。申請地は譲受人所有の農地に接していることから、取得後も耕作においても利便性がよく、譲渡人が譲受人に売買の話をしたところ、快く話がまとまり、今回の申請になったものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人は専業で水稻の栽培をしております。また、農繁期には同居している長男及び近隣に居住している次男及び三男が積極的に農作業に従事しております。農機具はトラクター2台、田植え機等を所有しております。一部の農作業は委託しておりますが、申請地の取得後も今まで同様に農業経営に励んでいくものと認められます。その他指摘等は特にありません。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号4でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田3筆2, 907㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号4番について、私が7月29日に現地調査を行いました。

権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は譲渡人と隣同士です。譲渡人は、譲受人に6年前から耕作してもらってました。譲渡人は高齢で跡取りがないことから譲受人に話をしたところ、売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。

譲受人の耕作状況ですが、譲受人は両親と3人で水稻及び和牛に従事しております。田植え機やコンバインなどは親戚から借りて耕作しています。申請

地の取得後も農作業に従事するものと認められます。その他指摘等は特にありません。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号5でございますが、湯原の譲渡人が、兼業による経営縮小により、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田1筆2，869㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議長 はい、地区担当推進委員。

担当推進委員 地区担当推進委員でございます。

今月3日、譲渡人及び譲受人双方の立ち会いのもと、推進委員であります自分が現地確認をしました。

当該田は、譲渡人が亡き父母より相続した農地でありまして、この農地は母が亡くなられる以前より譲受人が十数年来、現在までずっと有償で耕作している農地でありまして、譲渡人はまだ農業の経験もなく、将来的にも農業をする気持ちなく、また農業機械も全くなく、その中で両者のお互いの合意により結論に至った権利移転設定をする事由であります。

それから、その他の理由につきましては、問題等考えられますのは、譲受人は年齢92歳の大変高齢者でありますけれども、現在元気でやっておりますし、また、その後継者として現在譲受人の孫が東京のほうから数年前に帰ってきて一生懸命農業をやっておりますので、問題はないと考えております。その他の指摘事項としましては、当該農地の上、下が今水田で水稻をつくっております、この真ん中の土地を荒廃させることができないというのも一つの選択であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は1件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（久世）は、農業用倉庫及び駐車場がないため、本宅に隣接する申請地、畑1筆384㎡を、転用申請するものです。申請地は3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員

はい、議長。

議 長

はい、1番委員。

1番委員

1番でございます。

この件につきましては、担当推進委員さんからの報告でございます。

7月28日に申請人立ち会いのもとに現地調査を行いました。

転用しようとする事由の詳細でございますが、申請人は自家用車を庭や軒先に駐車していますが、庭へ進入路が狭く、また駐車スペースも狭いので、以前から車庫の新設を考えておりました。一方、家庭菜園用として利用していた庭の南側に隣接した畑の管理に最近では手をやいたこともあり、このたび車庫兼農業用倉庫用地として転用するものでございます。申請地の位置でございますが、■■■■から東に約60mのところでございます。東側は市道、西側は畑、南側は宅地、北側は申請人所有の宅地に面しておりますが、周辺農地への影響はないものと思われまますので、転用はやむを得ない

ものと思われまゝ。その他指摘事項も特にないので、審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よつて、議案第39号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

日程4、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

議案第40号につきましては、私が譲渡人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席となります。関係議事案終了後に入室、着席をさせていただきます。退席後の本議案につきましては、職務代理者をお願いをいたします。

それでは、退席をいたします。

職務代理者

それでは、審議に入らせていただきます。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

職務代理者

事務局。

主 幹

議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は8件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、管理がしやすい自宅近くの申請地、田1筆1、485㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、経営する自動車整備、レッカー会社の自動車置場、駐車場にするため転用申請するものでございます。農地

区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

職務代理人 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いします。

13番委員 議長。

職務代理人 はい、13番委員。

13番委員 はい、13番です。

それでは、番号1につきまして説明をさせていただきます。

去る7月31日に現地調査を行いました。

譲受人はレッカー会社の経営者の息子でございまして、今回自社の自動車置場が手狭になり土地を物色しておりましたが、なかなか適当な土地がなく、やむなく申請地の農地に決定したものでございます。片や、譲渡人は連作障害を避けるためにこの農地に隔年で大豆を作付をしておりましたが、加齢と労働力不足によりまして今後を案じておりましたところ、今回の話になりました。申請地の位置等でございますが、■■■■の入り口前でございます。農地は2段になっておりますが、登記上は1筆になっております。周囲の状況ですが、東は道路、西、休耕田、南、譲渡人の田、北、建設会社の残土置場になっております。周辺農地への影響でございますけども、露天の自動車置場であり、日照、通風等影響はないと考えられます。ご審議方よろしくお願いたします。

職務代理人 続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（市外法人）は、分譲地として造成し利用するため、申請地、田2筆717㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、転用申請するものでございます。農地区分は3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

職務代理人 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

職務代理人 はい、10番委員。

10番委員 はい、10番です。

番号2につきましては、去る7月30日に担当推進委員の方が譲受人立ち会いのもと現地確認を行い、その結果について報告を受けてますので、説明をさせていただきます。なお、譲渡人とも7月29日に電話において、転用する事由等について確認をいたしているところでございます。

転用しようとする事由の詳細についてでございますが、譲渡人は高校卒業と同時に県外に就職いたしましておりましたが、昨年母親を亡くし、退職後Uターンも考えていたようですけれども、農業の経験もなく、農地の維持管理が自分では難しいという状況でございます。申請地につきましては以前から親族に管理をしてもらっておりましたけれども、周辺の土地が宅地化が非常に進んでおまして、この土地につきましては、環境面でも荒廃地とするより有効利用がよいということで考えておりましたところ、このたび譲受人と話がまとまったことから、申請を行うものでございます。申請地の位置につきましては、[REDACTED]より西に200mほど離れ、[REDACTED]南側の市道に接した場所となっております。周囲の状況につきましては、東が田、西が市道を挟んで宅地、南が宅地、北が市道を挟んで落合中学校という状況でございます。周辺農地への影響につきましては、申請地に接した農地はございますけれども、本申請は一般的な個人住宅を計画しており、日照、通風等に支障を来すことがないと思われ、また、地域の水利組合、隣接の関係者につきましては農地転用の同意を得ております。その他指摘事項もなく、問題はないと思われまので、審議方よろしくお願いいたします。

職務代理者 次に、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 4ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（落合）は、耕作地への通路として、申請地、田1筆160㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、転用申請するものでございます。

農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]万円。費用の内訳として、[REDACTED]万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、16番です。

職務代理者 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号3番について、推進委員さん担当のもと、僕も一緒に8月1日に現

地調査を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、譲受人は、定年退職後実家に帰ってきて農業を引き継いだところ、申請地の西側に所有する約40アールの田への道がないため、先代から十数年間譲渡人の田を通らせてもらってました。農機具も大型化して、いつまでも他人の土地を通らせてもらう農業経営では不合理と思い、この農地への進入路として土地を分けてもらえないかと譲渡人に話をしたところ、快く譲ってもらうことができ、今回の申請になりました。申請地の位置等ですが、申請地は[]から北東に約600mの[]の西側に位置して、付近には民家が接しています。周囲の状況、周辺農地への影響ですが、東側は県道です。南側は民家です。西側は水路を隔てると譲受人の田です。北側は田ですが、譲渡人の所有地があります。本申請は、田への進入路であり、境界に地先ブロックを設置し、わずかなかさ上げなので、日照、通風に支障を来すことはないと思われます。その他指摘等はありません。よろしくお願ひします。

職務代理者 ありがとうございます。

次に、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号4でございます。

申請人、譲受人（落合）は、牛舎やロール置場が手狭となり、ゆとりあるスペースでの飼育が必要なため、申請地、田1筆1, 239㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、牛舎等畜産施設用地に転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[]万円、土地造成[]万円、建物施設[]万円。費用の内訳として、[]万円。添付書類は、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 はい、議長。

職務代理者 はい、16番委員。

16番委員 はい、16番です。

議案番号4番について、私7月29日に現地調査を行いました。

転用しようとする事由の詳細についてですが、譲受人はもう少し牛の数をふやそうと思っていました。譲渡人が申請地の相談に来たことから、この際牛舎を建て、牛の運動場、ロール置場、駐車場をと考え、この申請を行うものです。申請地の位置ですが、申請地は[]から南へ約1kmほどのところで、自宅前の牛舎の隣です。周囲の状況、周辺農地への影響ですが、東

はJRの鉄道です。西は市道、南は今回取得する田です。北は牛舎です。譲渡人の家の前になり、既に了解済みです。指摘等は特にありません。よろしくお願いいたします。

職務代理者 ありがとうございます。

次に、番号5について事務局の説明をお願いします。

主 幹 5ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（久世）は、高い台にある住宅の石垣が今回7月の大雨で崩れ、新しく擁壁を新設するに当たり、一部が申請地にかかるため、申請地、畑1筆115㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、転用申請するものでございます。

農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。土地購入費につきましては、本申請は緊急的に行われておりまして、■■■■万円の中で賄うこととすると聞き取り確認をしております。添付書類は、土地利用計画図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

職務代理者 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

番号5番についてご説明申し上げます。

報告書のほうを担当推進委員さんからお預かりしておりますので、報告させていただきます。

8月5日に譲受人、譲渡人立会のもと、担当委員さんと私とが現地確認を行っております。

転用しようとする事由の詳細でございますけれども、譲受人は、約39年ほど前から現地に住居を構えており、住宅の東斜面に石積みのブロックフェンスを設置しておりましたが、7月の大雨により擁壁が延長約20m、幅3mにわたって2m陥没したことにより、自宅に隣接している5m下にある土地を譲り受けて擁壁の再構築をするものでございます。申請地の位置でございますけれども、申請地は■■■■から東に約400mほどの■■■■の北側に所在しておりまして、住宅の東側に位置している場所にあります。周辺農地での状況でございますけれども、東は赤線道及び畑、西は雑地と

宅地、南は山林、北は雑地でございます。周辺農地の影響でございますけれども、申請地に隣接した農地がありますが、所有者には承諾を得ていただいております。本申請は、擁壁の再構築の申請であるため、日照、通風等に支障を来すことはないと思われまます。また、この農地につきましては、水利組合等の存在もございません。

以上のとおり、本件については転用はやむを得ないものであり、周辺農地の影響についても問題ないと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

職務代理者 ありがとうございます。

番号6は取り下げとなりましたので、次に番号7について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 6ページ、6ページをお開きください。

番号7でございます。

申請人、譲受人（市外法人）は、真庭市地区での分譲地の需要が多いことから土地を探していたところ、申請地、田2筆1、718㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、建て売り分譲地に転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円、■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

職務代理者 はい、担当推進委員。

担当推進委員 現地確認日ではありますが、譲受人から話は7月31日に承りました。それと、譲渡人より8月5日に話を聞いております。

転用しようとする事由についての詳細ですが、譲渡人は市外に住んでいて、農作業は余りできないため、利用権設定等している。この農地も昨年までは耕作してもらっておりましたが、今年は耕作されていなかったものです。先月の豪雨で農地の一部が崩れたため、個人で復興は無理と思ひ業者に話をしたところ、譲受人との話がまとまったものである。この周辺は市道拡幅されたため、宅地化が進んでいるところでもあります。申請地の位置等については、■■■■沿いの■■■■、■■■■より市道を北へ進み、約100mぐらい行ったところの位置です。周囲の状況ですが、東は市道、西は山林、南は市道、北は宅地。周辺農地等の影響については、影響はないもの

と思われます。その他指摘事項はなしです。

以上です。

職務代理者 ありがとうございます。

次に、番号8について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号8でございます。

申請人、譲受人（久世）は、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になったため、申請地、畑1筆524㎡を、譲渡人（湯原）から譲り受け、住宅に転用申請するものでございます。農地区分は3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、地区担当推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

職務代理者 はい、担当推進委員。

担当推進委員 はい、担当推進委員でございます。

これは、今月8月2日に譲受人の立ち会いのもと、調査してまいりました。この転用しようとする事由の経緯につきましては、先ほどの事務局の方からもお話がありましたように、この譲受人は譲渡人の孫でございます。このお孫さんがふるさとに帰り、住宅を新築するという目的でありまして、この譲受人の父親とも相談し合って決定したので、全く問題はないということでございます。また、申請地の場所の位置につきましては、■■■■より北方面約60mでございます。南側は農地へちっちゃなビニールハウスが建っておりますけれども、10mぐらい距離がありますので、問題ないと思えます。西側は真庭市の■■■■に面しております。それから、東側には住宅がありますが、その間に先ほど申し上げました市道とは別の市道の生活道路が通っておりますので、問題はありません。そのほか、南側は農地がありますが、これは譲渡人の所有地の農地と思われますが、耕作に問題はないと思っております。どうぞご審議よろしく申し上げます。

職務代理者 ありがとうございます。

次に、番号9について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 7ページをお開きください。

番号9でございます。

申請人、賃借人（市内法人）は、国道の道路改良工事にて一般車両が迂回し、通行する仮設道路を設置するため、申請地、田1筆2,252㎡のうち

306㎡を、賃貸人（中和）から借り受け、工事用仮設道路に転用申請するものでございます。

農地区分は農振農用地と判断されます。転用に伴う費用は、本体工事の請負金で対応するとのこと。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

職務代理者 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

職務代理者 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

議案番号9番について、8月3日、賃貸人、賃借人立ち会いのもと、地区担当推進委員の方が現地にて調査されていますので、報告いたします。

転用しようとする事由の詳細ですが、賃借人は建設業を行っており、このたび国道482号線、蒜山吉田地内の道路拡幅工事を請け負い、この工事区間に国道と市道別所常藤2号線の分岐路があり、市道入り口に農業用水が流れており、この水路の改修を通行どめにして行うため、分岐路の西に進んだところには養鶏場もあり、大型車両が通行する迂回路が必要となり、市道の北側に賃貸人の田があり、ここに仮設道を設け、改修することとなり、一時転用を申請されたものです。工事は平成30年9月中旬から平成31年3月までの期間でございます。現場の位置は、蒜山吉田、XXXXXXXXXXから約50m北進した道路西側で、賃貸人の田の中央付近を東西に盛り土をして迂回路を設けるため、北、南側は賃貸人の田で、他の農地への影響はないものと考えます。その他指摘事項はございません。審議のほどよろしくお願いたします。

職務代理者 ありがとうございます。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手願います。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第40号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事参与の制限により退席しておりました19番委員の入室を許可します。

主幹 議長、19番委員を呼んでまいります。

議長 失礼いたします。

それでは、続けていきたいと思えます。

日程5、議案第41号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第41号について朗読いたしますので、8ページをお開きください。

議案第41号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

続いて、9ページをお開きください。ここからは議案を縦にしてごらんください。

農用地利用集積計画の表紙になっております。案といたしまして、平成30年8月10日付で公告の予定でございます。

10ページをごらんください。

本日上程されました農用地利用集積計画の1、利用権設定につきまして、地目別設定面積は、田15,872㎡、畑26,350㎡、合計42,222㎡でございます。

作物別設定面積は、水稻701㎡、飼料作物38,372㎡、野菜3,149㎡です。各筆の明細につきましては、11ページで13筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第41号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第41号、農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、報告第17号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程7、報告第18号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 12ページをお開きください。

報告第17号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、転用事業者は、広島に本店を置く認定電気通信事業者で、所有者及び農地所有地は、川上です。田947㎡のうち8㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第18号、農地法18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、賃借人、賃貸人ともに湯原です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 日程6、報告第17号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程7、報告第18号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。
皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。
事務局よりないですか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上で8月総会を閉会したいというふうに思いますが、次回9月総会は9月11日火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前10時50分 閉会)